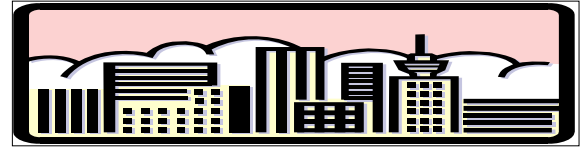


下水道料金削減のご提案

株式会社ヴェルテックス・ジャパンが、目からウロコの経費削減策をご紹介します。

下水道料金は、10%~40%削減が可能です！！



冷却塔・ボイラーからの蒸発水や、散水など下水道に流れていない水は、下水道料金から減額ができます！

下水道は、通常、上水道で使用された水が100%下水道に流されているものとみなされて課金されています。しかし、蒸発水、散水、飲料水などは下水道には流れておらず、これらの水が大量の場合には、地方自治体の承認を得て、下水道料金から減額の特例（減免）を受けることができます。ところが、地方自治体では積極的にPRすることはないため、申請も認定もほとんど行われておらず、また、申請をする場合には、流量計（メーター）の設置や必要図面、申請書類の提出など複雑な手続きが要求されます。

そこで、**㈱ヴェルテックス・ジャパン** では

大量の蒸気

冷却塔、ボイラー等の蒸発水、消失水を対象にした減免取得の業務を

① **ノーコスト** （設備投資分を当社負担。申請業務も当社責任で実施。）

これを、**ESCO方式**と呼び

② **ノーリスク** （減免が認定されない場合は、費用は全額当社負担。）

欧米ではコスト削減方法の

③ **減額分からお支払い** （削減になった金額からお支払い頂く。）

主流となっています。

このESCO方式での、下水道減免事業を展開致しております。

（※当社は、経済産業省管轄・中部ESCO推進協議会会員としてESCO事業を行っております。）



冷却塔での減免実績（年間減免金額）

日本赤十字病院	▲8,232,128円（443床、冷却塔9基）	イオン熱田店
	▲12,070,000円	
リーガロイヤルホテル	▲7,594,795円（130室）	イオン港店
	▲6,055,080円	

下水道減免認可を受ける方法には、『出口管理方式』と『設備管理方式』があります。

『出口管理方式』は、下水道配管の最終マスに『非満水型・電磁流量計』を取り付けます。この流量計で測定された流量が実際の下水道排出量ですので、この数字を自治体に申請して認可を受けるものです。最も大きな減免を受ける事が可能です。

『設備管理方式』は、冷却塔、ボイラー等の設備を対象に減免認可を受けるものです。

関西計装株式会社 営業本部 京都市伏見区淀生津町610-2

TEL: 075-631-0001 FAX: 075-631-0071

関西計装株式会社滋賀営業所 滋賀県近江八幡市中村町9-2

TEL: 0748-33-6771 FAX: 0748-33-9276